

原発再稼働の流れを止めるために考えたこと

茨城大学名誉教授 小林 正典

1. まえがき

本年12月24日、関西電力高浜原発3、4号機(福井県高浜町、定期検査中)の再稼働をめぐり、福井地裁の林潤裁判長は、「安全性に欠けるとはいえない」と判断し、再稼働を即時差し止めた4月の仮処分決定を取り消しました。関電大飯原発3、4号機(福井県おおい町)の再稼働差し止めを求めた住民らの仮処分申請も却下しました。

原発再稼働の流れを止めようとする市民運動にとっては、信じられない結果となってしまった。原発再稼働は、国策となっています。いままでとは別のやり方で運動しないと再稼働を止めることは不可能なのではないか。本研究は、原発再稼働を止めるためには、それではどうすればよいかについて、いままでの情報を示し考察して、そのやり方について述べています。

2. 戦争と原発事故に通底するものは、加害者は被害を隠すということ

チェルノブイリや福島原発事故も取材してきた広川隆一さん。戦争と原発事故に通底するものは――。(ドキュメンタリー映画「広川隆一 人間と戦場」は、12月19日から公開。98分。)

「加害者は被害を隠すということです。『危険だから立ち入り禁止』というところには、たいてい隠されたものがある。それを明らかにするのが私たちの仕事です」

「ジャーナリズムの枠を超えているといわれることもあります。ジャーナリストである前に一人の人間です。目の前でおぼれている人があれば、カメラを置いてでもまず助けなくちゃいけない」

「世界中の人に共通している権利は『生きる権利』。その権利を守るために憲法をつくり、選挙をする。でも、権力者は知らないうちに戦争を進めたり、公害を隠したりする。そのときにもう一つ大切なのは『知る権利』。何が起きているか、どこへ行こうとしているか、それを知らせるのがジャーナリストの仕事。その役割は世界のどこでも同じです」(2015年12月13日赤旗日曜版から抜粋)

3. 我々は情報操作によって四年前の衝撃を忘れる方へ誘導されている

----- 水俣病を起こしたことによってチツソは有罪になったが、かくも広範囲に長期に亘る放射能災害を起こした東電の法的な責任は今も曖昧なまま。----- 先日、福島第一原発の建屋の近くにあるサブドレン(つまり井戸)にたまった水を浄化後に海に流すという東電の方針をいわき市の漁協が受け入れるかどうか議論しているという報道があった。-----と、取材を経てここまで書いたところで、2月24日、事態が引つ繰り返った。東電が十か月前から汚染水が外洋に流れ出していることを知りながらそれを隠していたという事実が判明。いわき市漁協は態度を硬化させた。彼らが「裏切られた」と言うのも無理はない。福島第一原発の放射能汚染は「コントロールされている」とはとても言えない。政治に嘘による世論操作という側面があることを認めるとしても、安倍首相のIOC総会でのあの嘘は大きすぎた。東京電力第一原子力発電所で発生した大量の放射性物質は封じ込まれてなどいない。今もって出血が止まらない大きな傷口なのだ。----- 我々は情報

操作によって四年前の衝撃を忘れる方へ誘導されている。被曝した子供たちの甲状腺癌の発生率は正常の範囲内。6号線はもう通っても大丈夫。他の原発はチェックによって安全と確認されたから再稼働も問題なし。海外にもどんどん売り込もう。どんなビジネスにも倫理観はあると思っていたが違うのだろうか。チツソの時と同じことを東電と国は繰り返すのだろうか。(2015年3月3日朝日新聞朝刊、池澤夏樹、「無人の国道6号線 衝撃はあの日のまま」から抜粋)

「加害者は被害を隠すということです」の正に実例と思われます。原発再稼働の流れを止めることがどれだけ大変なことかわかります。

4. 朝日新聞の原発再稼働に対する社説の立場

----- 周辺に核保有国があり、米国の核兵器に頼らざるをえない現状で、日本がすぐその傘から出るの難しいというのが社説の立場だ。原発は「ゼロを目指す」4年前に宣言したが、電力不足の懸念から、めどは20~30年後だ。ともに長い議論を経て固まったものだ。私が社説を書く時ももちろん踏襲してきた。ただ、核兵器も原発も、それを支えるのは巨大な権力だ。「いずれ脱却を」との主張は結局、権力側の現状維持を肯定しているのでは、との歯がゆさは否めない。もっと強く、人権優先の思想を打ち出すべきではないか-----。先月下旬、広島で開かれた世界核被害者フォーラム取材し、そう思った。----- (2015年12月4日朝日新聞朝刊、加戸靖文、『権力に』立ち向かう)から抜粋)

わたしはこの記事を読んで大変ショックでした。朝日新聞よ、これはなんだ。でも冷静に考えてみよう。大衆新聞の代表の朝日新聞がこのような立ち位置を取らなければならないほど、日本のマスコミは頼りにならない存在であることがはっきりしたと言える。わたしたちの市民運動はその先を歩み、原発再稼働の流れを止めるような運動を展開すればよい。

5. 最後に止められるのは市民の力

金属材料工学が専門である井野博満さん(東京大学名誉教授)は、70年代に作られた老朽化した原発について、「設計思想も悪く、材料も悪い」と話す。「寿命は30~40年と考えられて作られており、ステンレスなど一般的な材料が使われています。

圧力容器の材料には銅の不純物がたくさん混じっていて、中性子が当たると銅が集まって銅クラスタができ、その部分が固くなり割れやすくなるんです」割れる境目となる温度を「脆性遷移温度」といい、鋼は通常マイナス20度ぐらいだが、老朽化するにつれその温度は上がる。

ワースト1は高浜原発1号機の99度、次は玄海原発1号機の98度。温度が高いと、より早い段階で容器が壊れる危険性が生じる。----- 「圧力容器が割れると、もはや水で冷やせず、確実にメルトダウンが起こり、水素があれば爆発の可能性もある。格納容器が吹っ飛ぶと、放射性物質は250キロの範囲に広がり、被害は福島事故どころではありません」----- 川内原発や高浜原発は三菱製の加圧水型軽水炉(PWR)を採用。

福島原発は沸騰水型原子炉(BWR)であり、格納容器内は水素爆発防止のために窒素が充填されていたので、格納容器内では爆発しなかった。しかし、PWRの格納容器内を満たしているの

は窒素ではなく空気だ。もし、過酷事故で生じた水素が格納容器内で爆発すると格納容器は壊れる可能性がある。

-----「この再稼働ありきの動きを前に、市民があきらめてしまつては誰ももうこの流れを止められません。市民の動向には、裁判所も国会議員も影響を受けます。僕ら科学者は、科学的にどういうことが起こるかを知らせることと、政権や電力事業者のいい加減な説明を検証することが役割です。それを活かすかどうかは市民次第。最後に危険を止められるのは、市民の力だけだと思うのです」(JAPANビッグイシュー日本版 VOL.267 2015Jul.15 より抜粋)

すでに再稼働している川内原発は加圧水型軽水炉(PWR)であり、過酷事故があつたとき水素爆発で格納容器が吹っ飛び、放射性物質は 250 キロの範囲に広がる危険性があるとのこと、まったく知らなかった。そして、原発再稼働の流れを止めるのは市民の運動しかないと断定しています。裁判所そして国会議員にもその運動は影響すると言っています。

6. 原発再稼働の流れを止めるのは女性

----- 今から 58 年前、第五福竜丸が被曝した 1954 年、女性達が立ち上がりました。子どもに何を食べさせたらよいか、子ども達を守るには何が必要なのか、それを考えた末、杉並区の主婦たちが署名運動に立ち上がったのです。なんとそのとき、有権者の半数を超える約 3400 万人の署名が集まったと言います。そして翌年の 1955 年、原水爆禁止世界大会となり、そこに原水協が生まれたのです。----- 「女子どもがヒステリックに反対をしている」と、ある著名な男性が目の前でいうのを聞きました。女性達は放射能にとっての「生物学的弱者」である子どもを守ることをまっさきに考えます。あるいは、自分の身体を自分だけのものとしてではなく、これから生まれてくる子どもにとっての「母体」と考えます。母体は子どもと同様、放射能にとっての「生物学的弱者」です。そのことに気づけば、なぜ女性たちが、このことを理不尽に思うか、わかるはずですが、世の中にはそれすらもわからない男性がなんと多いことか。----- 「脱原発」だけではたりません。私はその向こうに「核廃絶」を見据えるべきだと思っています。----- 原発は平和を装って、「核武装の可能性」という鎧を着ているのです。----- (田中優子「反核こそ脱原発への道」、市民の意見 NO.133、2012/8/1 より抜粋)

さらに最近、女性が元気なことがいろいろな運動が長続きする秘訣だとする記事に出会ったので披露します。佐高信 ここに来る前、辺野古のキャンプ・シュワブゲート前に行ってきました。女の人が多くて、元気ですね。山口県上関(かみのせき)町の祝島(いわいしま)でも長年にわたって反原発運動が続いていますが、あそこも女性が元気なんです。いつか講演に行った時、会場の真ん中を占めていたのはみんなおばちゃんとかおねいさんがたでした。男は隅っこで小さくなっている。女性が元気なことが運動が長続きする秘訣だと私は思っています。(週刊金曜日 1068 号 2015 年 12 月 18 日、佐高信と稲嶺進の熱烈対談より抜粋)

ごく最近、28 年前に出版されたもので、2011 年 3 月の福島原発事故をまるで分っていたような内容の本を読みましたので披露します。著者は、福岡県にお住まいの一主婦、甘蔗珠恵子(かんしゃ たえこ)さんで、「原発をめぐる様々な深刻な問題を訴え、人類は原子力と共存できないこと

を、母親として“いのち”の視点で切々と語った内容でした。

何という悲しい時代を迎えたことでしょうか。今まで、自分の子どもに、家族に、ごく少量ずつでも、何年か何十年かのちには必ずその効果が現われてくるという毒を、毎日の三度、三度の食事に混ぜて食べさせている母親がいたでしょうか。

そのような恐ろしく、愚かしいことを、今の世の母親はほとんど知らずに、知っていてもどうすることもできず、できるだけ毒の少ないものを選んで食べるよりしょうがなく、おいしく楽しかるべき家族のための食卓の用意がとて重苦しく、罪の意識にさいなまれます。食べものというのは、この生命を維持、生長させるために摂ります。

それなのに、生命を枯渇させる毒入り食べものを家族のために料理せねばならないなんて。有害添加物入りプラス放射能入り食品を食べねばならない時代が来ようとは、誰が想像したのでしょうか。一年前に起きたソ連のチェルノブイリ原発事故後の、ソ連やヨーロッパの母親達の悲しみは想像を絶します。

ところが今や、対岸の火事ではなくなったのです。-----そして、日本でも海藻類、野菜、牛乳、母乳からも放射能が検出されました。その時、ちょうど赤ちゃんに母乳を飲ませていたある母親はこのことを知り、それから毎日泣きながら赤ちゃんにお乳を飲ませていたといいます。母乳には放射能が最も濃縮され、そして赤ちゃんが一番その影響を受けやすいことを、このお母さんは知っていたからです。原発(原子力による発電のこと)が生み出す人工の放射性元素は体内に濃縮されやすいので、食物連鎖により生体に濃縮されます。

----- 今私は絶望の崖っぷちに立って震えています。人類滅亡の時が見えるようで――。でも、その淵からまた見えるものも一方にあるのです。もし、もしこのことが実現したならば、この淵を乗り越えることができたならば、私達人類は生きのびて、そして今までとまったく違った価値観で世の中が動いてゆく…そんな世界がひろがるのだと。ずーっとむこうに、一条の光を見る思いがするのです。私達は今、岐路に立たされているのだと思っています。

そのどちらかの道をとることで、私たち人類の運命が決まるのだと思っています。すべてのことを“いのち”の方から見ようではありませんか。私たち女性、ことに母親には、先天的にというか、本能的にこの偉大な能力が与えられています。そのこと、実感したことありませんか。私たち母親もっているものって、本当はすごいものだと思います。どんな科学も知識もたちうちできないものだと思います。この混迷の世を救う力を私たち母親が秘めているのだと、実は思っているのです。

原子力は無用なのです。

そして原子力は人類と共存できません。

1987年5月(甘蔗珠恵子著「まだ、まにあうのなら～私の書いた、いちばん長い手紙～」地湧社(1987年)、2006年4月25日に増補新版された本より抜粋)

甘蔗さんはその本の中で言っています。「この地球、そして宇宙は大調和の世界です。補い合い、助け合うことによってその調和が保たれている世界です。生命体です。私は、それを神とも思い、母とも思っていますが、その神、母なるものに対して、私は申し訳なさでいっぱいになるのです。こ

れ以上、傷つけ、痛めてはいけない。この神、母は、私たち一人一人でもあるのですもの。みんな、みんな同じ、いのちなのです。」

わたしはこのことばに同調しそのまま受け入れることができます。とても深い内容ですが、ここまでにします。そして、2005年9月20日彼岸の入りのときに信じられない現象が生じました。増補新版にはそのことが書かれています。なにか大いなるものがいっしょになってそれを成し遂げたとわたしは思います。

7. 岩見ヒサさん永眠 — 岩手県に原発を作らせなかった女性

戦後、無医村だった岩手県下閉伊郡田野畑村で山間の開拓保健婦として活躍した岩見ヒサさんが、2015年9月19日お亡くなりになりました。97歳でした。岩見さんは大阪府出身。戦後、結婚のため同村に移住し、養護教諭、助産婦、さらに開拓地の保健婦などとして1976年まで活躍。僻地の保健指導のため、20キロの雪道を歩いて回ったりしました。退職後の1980年代初頭、県の原発立地調査に反対して中止させた活動が、東日本大震災後、再び脚光を浴びていました。

岩手県には原発がありません。東海第二原発再稼働をさせない取り組みの参考になるのではないかとまとめてみることにしました。

「岩手県議会史」によりますと、中村直知事(当時)は1981年10月、県議会でつぎのように述べました。「原子力を含む大規模電源の立地促進に積極的に取り組んでまいり」「大規模電源立地可能適地調査を実施して、立地可能適地の有無を早急に把握する必要がある」県は東京の財団法人に原発立地の適地調査を委託しました。そして田野畑村明戸地区が「有力候補」と取りざたされるようになりました。

村内には当時、12の戦後開拓地が点在し、1200人余が暮らしていました。岩見さんは村人からも慕われ信頼され、保健婦の資格をとるよう村から依頼され、1年間盛岡で勉強してその資格も取り、「開拓保健婦」として、出産の介添え、病人の世話、育児指導、料理教室などと活動しました。その人たちの健康の向上に必要だと思うことは、なんでもやりました。「つらくはなかった。田野畑には本当の空、本当の川、本当の花がある。わたしはその自然の美しさに酔っていました」保健所を1976年に定年退職後、村の婦人団体連絡協議会の会長になりました。そこに降ってきたのが原発立地の動きだったのです。「村の男の人たちは、ほとんどが賛成でした」と岩見さん。県側は、原発が建設されれば「31億5千万円」が交付されると強調しました。当時、村の予算規模は20億円ほど。交付金は魅力的だったに違いありません。

しかし、女性たちは岩見さんのもとに集まりました。健康な暮らしを求め、苦楽をともにしてきたからか。「汚れのない自然を守ろう」。女性たちは「反対」を貫きました。県が同村明戸地区で計画した原発立地調査に反対。過疎地の地域振興策として受け入れに傾く村の有力者に対し、女性中心に反対運動を展開しました。反原発の本を90冊まとめ買いして村議全員に配るなどして説得し、県の調査を断念させました。1982年3月、県は調査の結果を発表しました。原発の適地とされた三陸沿岸の4地域のなかに、田野畑の名はでていませんでした。

岩見さんたちの反対運動が奏功したためかどうかはわかりませんが、岩手県ではその後、適地

とされた 4 地域も含め、原発が建設されることはありませんでした。岩見さんが「酔った」自然が、いま村の観光を支えています。

海辺の原発立地の旧予定地付近は、東日本大震災の津波で大きく破壊されました。そこに原発が建設されていたらどのようなことになったのでしょうか。

過疎地の地域振興策として受け入れに傾く田野畑村の有力者そしてほとんど賛成の村の男たちに対し、女性中心に反対運動を展開し、原発を作らせなかったのです。

8. 年寄りの尊厳

準備作業を取りまとめる東京大学農学部の非常勤職員の斉藤富子(67)は、はじめのうち活動を遠目に見ていた。だが、その考えは変わっていく。2011 年 12 月。「ふくしま再生の会」の活動報告会。東京・新宿の工学院大学の教室に約 60 人が集まった。

報告会の終盤、福島県飯館村で農業復活の道を探る菅野宗夫(64)が黒板の前で話し終わったところで、妻の千恵子(63)が突然言った。「すみません、一言いいですか」千恵子は教室の一番後ろにいたが、声を通るからマイクを使わずに一気に話し始めた。

「目に光がない。顔は真っ白。飯館のおじいちゃん、おばあちゃん、真っ白なんてなかった」

「太陽の下で働いて、自然の中で生活がありました。80 歳過ぎて、90 になって、ダメだって人生はないでしょう？ それが一番悔しいです」

「どういう言葉で伝えていいか、わからないです。ただ、一人の人間として、尊厳という言葉、頭に入れてほしいと思います」

約 10 分間、思いをぶつけるように話したのは、村で土を耕して生きてきたお年寄りのことだった。慣れた山で山菜やキノコを採ることも、野菜をつくって食べてもらうこともできず、狭く壁の薄い仮設住宅で小さくなって過ごしている。そのことへの怒りがにじんだ。さらに半年後の報告会。こんどは別々に避難する孫たちへの思いを話し、こう訴えた。

「家畜、空気、山、花、全部含んでの家族なんです。どうぞいらしてください。見てください」

斉藤このときは初めて千恵子を見た。なぜか、ぼろぼろ泣けてきた。村ごと別の場所に移住すればいい、と考えていた斉藤だが、そんなものではないと思い知らされた。都会で生活する自分たちにはわからないものだった。いつか、飯館に行かなくちゃ、と思った。(2015 年 12 月 13 日朝日新聞朝刊、プロメテウスの罫 1475 より抜粋)

9. 大飯原発 3、4 号機運転差止請求事件判決から抜粋

個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益は、各人の人格に本質的なものであって、その総体が人格権であるということが出来る。人格権は憲法上の権利であり(13 条、25 条)、また人の生命を基礎とするものであるがゆえに、我が国の法制下においてはこれを超える価値を他に見出すことはできない。

他方、被告は本件原発の稼働が電力供給の安定性、コストの低減につながると主張するが、当裁判所は、極めて多数の人の生存そのものに関わる権利と電気代の高い低いの問題等を並べて論じるような議論に加わったり、その議論の当否を判断すること自体、法的には許されないことであると考えている。このコストの問題に関連して国富の流出や喪失の議論があるが、たとえ本件原発の運転停止によって多額の貿易赤字が出るとしても、これを国富の流出や喪失というべきではなく、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失であると当裁判所は考えている。

また、被告は、原子力発電所の稼働がCO2排出削減に資するもので環境面で優れている旨主張するが、原子力発電所でひとたび深刻事故が起こった場合の環境汚染はすさまじいものであって、福島原発事故は我が国始まって以来最大の公害、環境汚染であることに照らすと、環境問題を原子力発電所の運転継続の根拠とすることは甚だしい筋違いである。

2014年5月21日

福井地方裁判所民事第2部 裁判長裁判官樋口英明 裁判官石田明彦 裁判官三宅由子

10. 高浜原発再稼働を差し止め 福井地裁が仮処分決定

関西電力高浜原発3、4号機(福井県高浜町、定期検査中)の再稼働をめぐる、福井地裁の樋口英明裁判長は14日、住民らの訴えを認め、運転を禁じる仮処分決定を出した。原発再稼働の可否を決める新規制基準は「緩やかにすぎ、合理性を欠く」と指摘し、新基準を満たしても安全性は確保されないと判断。政府の原発政策に根本から見直しを迫る内容となった。

「新基準は合理性欠く」仮処分決定要旨

原発の運転をただちに差し止める司法判断は初めて。仮処分決定はすぐに法的な拘束力を持つため、今後の司法手続きで覆らない限り、再稼働はできない。関電は福井地裁に異議を申し立てる方針だが、審理は上級審に及んで長引くとみられ、目標とする11月の再稼働は見通せなくなった。再稼働に向けた原子力規制委員会の審査に法的な影響は与えない。

仮処分を申し立てたのは福井、京都、大阪、兵庫4府県の住民9人。高浜原発から約50～100キロ離れた地点に住んでいる。

樋口裁判長は決定理由でまず、各電力会社が原発の耐震設計で想定する最大の揺れ(基準地震動)を越す地震に2005年以降だけで福島第一など4原発が5回襲われていることを挙げ、想定そのものが信頼性を失っていると述べた。

さらに高浜原発では、基準地震動700ガルを下回る地震でも外部電源が断たれて給水が止まり、原子炉の冷却機能が失われる可能性がある▽使用済み核燃料プールは原子炉のように堅固な施設に囲われていない——などと指摘。「万が一の危険という領域をはるかに超える、現実的で切迫した危険」があると認定した。

そのうえで、高浜原発の脆弱(ぜいじゃく)さは、基準地震動の大幅な引き上げとそれに応じた耐震工事の実施▽原子炉冷却にかかわるシステムや、使用済み核燃料プールの給水設備の耐震

性を最高レベルに強化——などの条件を満たさない限り解消されないとした。

高浜原発は今年2月に再稼働に向けた規制委の主な審査に通ったが、樋口裁判長は新規制基準がこうした抜本的な対策を求めていると判断。新基準は「深刻な災害を引き起こすおそれが万が一にもないといえるような厳格な内容」であるべきなのに、「緩やかにすぎ、安全性は確保されない」と結論づけ、住民らの人格権が侵害される危険性があると認めた。

樋口裁判長は昨年5月、関電大飯原発3、4号機(福井県おおい町)の運転をめぐる訴訟で、東日本大震災後では初めて原発の運転差し止めを命じる判決を言い渡した。だが、関電が控訴して判決は確定せず、規制委の審査が終わって知事の同意などがあれば再稼働できる状態にある。

このため住民らは昨年12月、より法的な即効力がある仮処分の手続きをとり、大飯、高浜両原発の再稼働差し止めを求めて訴えた。樋口裁判長は、審査が先行する高浜原発についてまず判断する考えを表明。慎重な検討を求める関電側の主張を退け、3月に審理を打ち切っていた。

(朝日新聞デジタル 2015年4月14日 20時36分)

11. 原発再稼働と安全協定

原子力規制委員会による適合性審査(原子炉設置変更許可)の後、工事計画認可や保安規定変更認可、使用前検査を終えれば、いつでも事業者の判断で原発の再稼働を行うことができることになっています。国や原子力規制委員会が再稼働の判断を行うとの法規定は特にありません。

原発再稼働を許さない運動を展開する時に、原子力規制委員会のすべての審査や検査が終了すれば、事業者が原発を再稼働することを止める法規定は存在しないということをしつかりと認識しておくべきと考えます。

もちろん、再稼働を許さないとの仮処分の判決や正式な裁判の判決によっては、再稼働をさせないことは可能であります。大飯原発の再稼働差し止め判決と高浜原発再稼働仮処分判決があります。このことは後述します。

そしてもう一つ、福島第一原発事故後に日本のすべての原発が運転を停止したことが実現したのは、その時の政権が民主党であったこと、菅直人首相であったこと、そして新たな規制基準を制定したことを忘れてはいけません。原発は定期点検後にすべて運転停止となりました。新規制基準のハードルが高くてすぐには審査申請ができなくなったことが主因でありました。

現政権は、ベースロード電源として原発を積極的に推進させようとする政権であり、原子力規制委員会の審査や検査に合格した原発は再稼働すると明言していることを忘れてはなりません。

ところが現実には、原発の事業者は、原子力規制委員会のすべての審査や検査が終了してもすぐには原発を再稼働していません。再稼働には地元の同意が必要と考えられ、その同意を得る手続きが実行されています。その根拠は、立地自治体(道県及び市町村)と事業者が結んだ安全協定にあります。

安全協定は、住民の健康と安全を守るため、通報連絡体制の確立、自治体による立入調査、施設の新増設時の事前協議と了解等を定めています(正式名称や内容は地域によって相違があります)。安全協定は、法的規制ではありませんが、公法上の契約あるいは紳士協定として、地域

の信頼関係を構築するために重視されています。

その最初の安全協定は、1969年に東京電力と福島県が福島第1原発について結んだものであります。その安全協定の文言の上では「再稼働のときには事前協議する」とはどこにも書かれていません。しかし、長年の積み重ねから紳士協定の「安全協定」こそが、立地自治体に再稼働の同意を得る「根拠」になっています。

本年8月に再稼働した川内原発の場合も、鹿児島県と薩摩川内市は、原子炉施設の増設や変更について、事前に協議することを盛り込んだ安全協定を、事業者である九州電力と締結しており、今回の原子炉施設の変更も事前協議の対象となりました。「エネルギー基本計画」に基づいて国が再稼働の方針を表明した後、2014年10月28日、薩摩川内市議会は再稼働を求める陳情を採択し、これを受けて岩切秀雄薩摩川内市長は川内原発の再稼働を進める政府の方針を理解するとの判断を表明しました。また、同年11月7日には、鹿児島県議会が再稼働を求める陳情を採択し、伊藤祐一郎鹿児島県知事も、川内原発の再稼働はやむを得ないとして、安全協定に基づく事前協議に了承する旨を明らかにしました。

新たな原子力災害対策指針は、避難計画の策定を求める自治体を、従来の原発周辺10km圏内から同30km圏内に拡大しています。川内原発周辺8市町が九州電力と新たに締結した安全協定は、発電所の通常運転中の情報提供や異常時における連絡等を定めるものの、施設変更時の事前協議は含まれていません。しかしながら10月末には、30キロ圏市町の首長が九州電力の瓜生道明社長と相次いで会談する機会がありました。川内原発再稼働同意の問題を訴える絶好の機会だったにもかかわらず、どの首長もそのことには触れませんでした。同意の対象になれば、原発事故時には自治体や首長側が重い責任を負うことになります。責任を負うことを嫌ったことや、さまざまな交付金や公共事業の拡大など、経済的な支援の優先を望んだのではないかと考えられます。わたしは茨城県の場合もこれに準じるのではないかと考えます。

今回の再稼働において、伊藤祐一郎鹿児島県知事が同意の範囲を立地自治体に限る考えにこだわったのも、川内原発周辺で増設などのときに事前協議を約束する条項を備えた安全協定を九電と結んでいるのは鹿児島県と薩摩川内市だけだったからではないでしょうか。原発再稼働を推進する政権にとっても、電力会社にとっても、交渉の相手が多くなり、より多くの時間を必要することになる「同意範囲の拡大」は避けたい——というのが本音だろうと思います。菅義偉官房長官は鹿児島県の再稼働同意後、「川内原発の対応が基本的なことになる」と語っています。原発推進勢力の力を甘く見てはいけないのではないのでしょうか。

原発再稼働を控えた地域では、事前協議と同意を求める対象自治体を拡大すべきとの意見もありますが、原発の事業者が安全協定をそれらの対象自治体と新たに締結する際に、立地自治体と同等なものを締結するとはとても予想できません。常に原発再稼働を推進する政権との話合いが事前になされ、原発の再稼働に支障のない締結となるか、合意できないでも仕方なしとして、立地自治体の再稼働同意そして該当県議会の再稼働同意により、原発が再稼働されてしまうことになってしまうのではないかと予想されます。

12. 川内原発 1、2 号機の再稼働の阻止はもともと不可能であった

九州電力川内原発 1、2 号機の再稼働について、地元の薩摩川内市議会川内原子力発電所対策調査特別委員会(橋口博文委員長、10 人)は 2014 年 10 月 20 日、再稼働推進陳情 1 件を賛成 6、反対 2、棄権 1 の賛成多数で採択しました。反対陳情 10 件は賛成 2、反対 6、棄権 1 の反対多数で不採択としました。同市議会は 28 日に臨時議会を開催しましたが、市議 26 人のうち再稼働推進派が多数を占めており、本会議でも推進陳情は採択されました。

薩摩川内市の再稼働推進陳情の採択の結果から、原発再稼働をさせない運動をどのように展開しようとも、再稼働をさせないことは無理であったであろうと推察されます。薩摩川内市の市民一人一人に訴えて、再稼働がいかにもまずいかを説明しても、署名活動を展開しても市民の半数以上に署名してもらえないのは不可能であったと思われます。それほど、原発の立地自治体において、事業者からの金銭的な収入は市民にはなくてはならない存在になっており、まことに残念と言わざるをえません。

そして、住民が最後に望みを託した、川内原発稼働等差止仮処分申立事件の判決がでたが、再稼働を差し止めることができなかった。

13. 川内原発稼働等差止仮処分申立事件に対する判決

平成 27 年 4 月 22 日に、平成 26 年(ヨ)第 36 号 川内原発稼働等差止仮処分申立事件に対する判決がでました。主文は、本件申立てを却下する、となっていました。

5 結論を見てみますと、つぎのようになっていました。

-----、債権者らを含む周辺住民の人格権を侵害され又はそのおそれがあると認めることはできないから、その余の点を判断するまでもなく、本件原子炉施設の運転差止めを命ずる本件仮処分命令の申立ては理由がない。

-----したがって、今後、原子炉施設について更に厳しい安全性を求めるという社会的合意が形成されたと認められる場合においては、そうした安全性のレベルを基に周辺住民の人格的利益の侵害又はそのおそれの有無を判断すべきこととなるものと考えられる。

この判決をどのように評価するかはいろいろとあるでしょうが、わたしは最後の 3 行に、これからの原発再稼働ストップの行動の新たな原点を見つけました。それは、社会的合意が形成されれば、判決の内容はそれを基に判断されますよ、と読めたのです。

鹿児島地方裁判所の裁判官が一番言いたかったことであつたのではと気づきました。

「--- 4 月 14 日高浜原発再稼働差し止めを命じた仮処分と約 1 年前 5 月 21 日の大飯原発 3、4 号機運転差止請求事件判決は稀なものであり、多くの裁判官はまだそこまで至っていませんよ。国民のみなさん！もっと原発再稼働ストップの声を大きくしないと司法の判断は変わりませんよ。---

とほんとうは言いたかったと。

14. 伊方原発 3号機の再稼働同意は全会一致

四国電力伊方原発 3号機の再稼働同意の過程は、とても信じられないものでした。2014年10月6日に開催された伊方町議会本会議には議員16人全員が出席。議長を除く議員15人が全会一致で、再稼働反対の陳情4件を不採択、その後、地元の商工会などから出された再稼働を求める陳情3件を全会一致で採択したのです。

伊方町の町民一人一人に訴えて、再稼働がいかにもまずいかを説明しても、署名活動を展開しても町民の半数以上に署名してもらえるのは不可能であったと思われます。それほど、原発の立地自治体において、事業者からの金銭的な収入は町民にはなくてはならない存在になっており、まことに残念と言わざるをえません。

15. 高浜原発 3、4号機の再稼働は福井地裁の仮処分決定の異議審の判決待ち

福井県高浜町議会は2015年3月4日、原子力対策特別委員会を開き、原子力規制委員会の審査に合格した関西電力高浜原発3、4号機(同町)の再稼働に関する陳情・請願5件を審議し、早期再稼働を求める陳情2件を採択、反対の陳情・請願3件は不採択としました。特別委は的場輝夫議長を除く全13議員が出席して、非公開で行われました。同日午後の本会議では、12議員の賛成多数で再稼働を求める陳情2件を採択、再稼働反対3件を不採択としました。さらに陳情の内容をまとめた「真の安全重視のもと、高浜3、4号機の速やかな再稼働実施および各種対策を政府に求める」意見書も可決しました。意見書では▽新規規制基準の下で安全が確認されれば、速やかに再稼働の手続きを進める▽避難道路の整備や既存道路の改良について、関係省庁が認識を共有し主体的に関与し、高浜町の状況に応じた対策を講じる—など8項目を国に求めています。的場議長によりますと、「町民を代表する区長連合会、商工会などから賛成する要望が出ている」と再稼働容認の意見がある一方、「避難計画が十分でなく、住民説明会も開かれていない」と反対する声もあったということでした。議長を除く全13議員の内、12議員が賛成で1議員が反対であったことがわかりました。

高浜町の町民一人一人に訴えて、再稼働がいかにもまずいかを説明しても、署名活動を展開しても町民の半数以上に署名してもらえるのは不可能であったと思われます。それほど、原発の立地自治体において、事業者からの金銭的な収入は町民にはなくてはならない存在になっており、まことに残念と言わざるをえません。

しかしながら、高浜原発の場合は周辺の住民らが再稼働差し止めを申し立てた仮処分訴訟を2014年12月に起こしていました。

関西電力高浜原発3、4号機(福井県高浜町)の安全対策は不十分として、周辺の住民らが再稼働差し止めを申し立てた仮処分で、福井地裁(樋口英明裁判長)は2015年4月14日、再稼働を認めない決定しました。仮処分で原発の運転を禁止する決定は全国初。決定はすぐに効力を持ちます。関電は不服を申し立てましたが、主張が認められない限り再稼働できません。住民らは、関電が想定する基準地震動(耐震設計の目安となる揺れ)を超える地震により、放射性物質

が飛散する過酷事故に陥る可能性がある」と主張し、人格権が侵害されると訴えていました。

樋口裁判長は昨年 5 月にも福井地裁で、関電大飯原発 3、4 号機(福井県おおい町)の差し止めを命じる判決を言い渡しており、その控訴審が現在も係争中であります。

住民らは 2014 年 12 月、再稼働が迫っているとして、高浜と大飯計 4 基の差し止め仮処分を福井地裁に申し立てていました。大飯の 2 基の審理は分離され、いまも係争中であります。このように差し止め仮処分の訴訟を起こすことは大変参考となります。

関西電力高浜原発 3、4 号機が立地する福井県高浜町の野瀬豊町長は 2015 年 12 月 3 日、町議会で再稼働への同意を表明しました。町議会はすでに 3 月に同意していました。県議会も会期末となる 12 月 17 日に同意する方向で、その後は西川一誠知事の判断が焦点となります。

だが、福井地裁が 4 月に運転禁止の仮処分命令を出しており、再稼働の行方は見通せていません。立地自治体が再稼働同意決議をしても県が再稼働同意決議をしても、その仮処分命令を覆す正式裁判の判決がなされなければ、いつまでも再稼働は不可能となります。

高浜 3、4 号機は 2 月に原子力規制委員会の新規規制基準に基づく審査に合格しています。野瀬町長は 11 月に林幹雄経済産業相と面談し、国が事故対応に責任を持つと説明を受けました。一部が高浜原発から半径 5 キロ圏にかかる京都府舞鶴市長にも同月に面談し、近く同意する意向を伝えていました。また、野瀬町長は残る課題として広域避難計画の整備を挙げていました。重大事故時に避難路が混雑する課題が残り、スクリーニング(放射線量検査)の実施場所も決まっていなかったからです。しかし、内閣府の担当者から 12 月 2 日、残る課題がクリアされ、国や関係府県が広域避難計画を調整する「地域原子力防災協議会」の開催日程にめどがついたと報告を受け、同意に踏み切ったこととなります。

関西電力高浜原子力発電所 3、4 号機(福井県)の再稼働を差し止めた福井地裁の仮処分決定を不服とし、関電が申し立てた異議の第 4 回審尋が 12 月 13 日、同地裁(林潤裁判長)で行われ、林裁判長は審理を終結しました。仮処分を申し立てた住民側の弁護士によりますと、林裁判長は決定を出す時期について明言しませんでした。2 基は原子力規制委員会による新規規制基準への適合などすべての審査に合格し、再稼働の最終段階となる使用前検査を受けています。仮処分決定が覆れば、2 基の再稼働は法的に可能となりますが、再稼働には地元同意の手続きなどが残されており、地裁が決定を示す時期によっては関電が目指す 3 号機の 12 月下旬、4 号機の来年 1 月中旬の再稼働は厳しくなります。関電は「安全性を科学的・専門的な知見に基づき主張、立証した」とコメントしています。一方、住民側の河合弘之弁護士は「全国の原発を止めるまで戦いをやめない」と話しています。

住民側の河合弘之弁護士などの報告会で披露された裁判でのやり取りから、わたしは仮処分決定は覆らないと予想していました。後で述べますが、これがそうならなかった。

しかしながら、この判決が住民側有利に下されたとしても、他の全国の原発再稼働を差し止めることにも住民側有利に展開するかどうかはむずかしいのではないのでしょうか。裁判官は原発が立地している人々の再稼働反対運動をも斟酌していると思われる。原発の再稼働を許さないという住民の運動が盛り上がっていないとならないのではないのでしょうか。

また参考までに、福井地裁は同日、大飯原発 3、4 号機(同県おおい町)の運転差し止めを求めて周辺住民らが申し立てた仮処分の審尋も終わりました。高浜 3、4 号機の異議と並行して審理していたこととなります。

16. 高浜原発、再稼働容認 福井地裁、差し止め決定取り消し

関西電力高浜原発 3、4 号機(福井県高浜町、定期検査中)の再稼働をめぐり、福井地裁の林潤裁判長は 24 日、「安全性に欠けるとはいえない」と判断し、再稼働を即時差し止めた 4 月の仮処分決定を取り消した。差し止めを求めた住民側は名古屋高裁金沢支部に抗告する方針だが、関電の異議が認められ、差し止めの効力が失われたことで再稼働は現実的になった。

高浜 3、4 号機は 2 月に原子力規制委員会から新規制基準を満たすと認められ、福井県の西川一誠知事も今月 22 日に再稼働への同意を表明。今後の抗告審は長引くとみられ、関電は 3 号機を来年 1 月下旬、4 号機は 2 月下旬にそれぞれ再稼働させる見通しだ。

林裁判長はまず、4 月の差し止め決定で樋口英明裁判長(当時)が「緩やかすぎる」と指摘し、安全性が確保されないとした新規制基準の妥当性を検討。最新の科学・技術的知識に基づく地震対策を定め、安全上重要な施設には特に高度な耐震性の確保も求めた内容には合理性があるとした。

さらに、電力各社が耐震設計で想定する最大の揺れ(基準地震動)についても、関電の示した数値は詳細な地盤調査などを経て算出され、施設の耐震性にも「相応の余裕」がもたせてであると評価。高浜原発から約 100 キロ圏内に住む人たち 9 人が、2005 年以降だけで福島第一など全国 4 原発が基準地震動を越す地震に襲われていると危険性を訴えた主張を退けた。

ただ、新規制基準の運用に際しては「安全神話に陥らず、常に高いレベルの安全性を目指す努力が求められる」と注文をつけた。

また林裁判長は、関電大飯原発 3、4 号機(福井県おおい町)の再稼働差し止めを求めた住民らの仮処分申請も却下。大飯は規制委が審査中で、再稼働が差し迫った状況にはないと判断した。大飯は昨年 5 月、樋口裁判長が運転差し止めの判決を出したが関電側が控訴して確定せず、再稼働を進められる状態にある。

関電は、まず高浜 3 号機の原子炉に 25～29 日、核燃料を入れる予定だ。規制委の検査を通れば来年 1 月下旬に稼働させ、2 月下旬に営業運転を始める。火力発電の燃料費が抑えられるとして、来春以降の電気料金の値下げを検討する。

福島原発事故後にできた新規制基準で再稼働するのは、九州電力の川内原発 1、2 号機に続き 3 例目になりそうだ。核燃料はプルトニウムとウランの混合酸化物(MOX)で、事故後初のプルサーマル発電となる。関電は「安全性が確認された原発の一日も早い再稼働をめざす」という。(朝日新聞デジタル 2015 年 12 月 24 日 20 時 22 分)

原発再稼働を止めることを裁判に頼ってはならない。樋口英明裁判長を務めた福井地裁での 2 つの裁判は特別なものであり、今後の裁判においてそれを期待してはならない。裁判に訴えることはよいがそれに任せてはならない。そして、高浜原発の 30 キロ圏内には滋賀県や京都府も関

係していたが、再稼働同意を求める立地自治体として関西電力はその同意範囲を拡大しなかった。それは推進しようとする勢力にとっては当然な選択であり、法的にも違反していない。このことをしっかりとらえておくことは大変重要なことだと言いたい。

17. 東海第二原発の再稼働をさせないための方法

原発再稼働をさせないためには、東海村の村議会で再稼働同意決議をさせないことですが、村議会の議員の賛成反対勢力は賛成が反対の約 2 倍となっているように思われます。その勢力を反対が優勢の方向にもってゆくことは、いままでの反対運動のやり方では不可能と思われます。

また、2013 年から東海第二原発差止訴訟を起こしていますが、すでに行政訴訟で敗訴しているにも関わらず、2011 年の福島第一原発事故後に新たに本格的な訴訟を起こした大変貴重で重要な裁判となっているようですが、決審するまでには相当な年数がかかりそうに思われます。そして再稼働を止めることを裁判に任せておくことは危険です。

そうなってくると、再稼働をさせないためには新たな別の方法を考える必要があります。しかし、日本の新聞の原発の再稼働に関する立ち位置は、二つに二分されているようです。すると再稼働を推進しようとする新聞を読んでいる読者が過半数にもなっていることとなります。原発の立地している自治体の住民は事業者からの金銭的な恩恵を受けていますから、再稼働反対の方の勢力を優勢にすることは至難の業と言えるように思われます。

原発は事故が起きればどのようになるかは、福島第一原発事故からみなさんわかっています。それでも再稼働賛成の勢力が優勢な東海村の議会の勢力を、再稼働反対が優勢に変えてゆくための運動をやらなければ、再稼働は止めることができないように思われます。

東海第二原発を再稼働させないためには、東海村の村民に原発の本当の怖さを正しい情報をもとに時間をかけて説得し、村民の半数以上を再稼働反対の運動に加わってもらうことではないでしょうか。

はじめは一人でも、仲間を少しずつ増やしてつぎつぎと仲間が仲間を呼び大きな流れをつくってゆくような運動を展開してゆけばよいのではと思います。

東海村の各地域で頻繁に討論会を開催し、原発の本当の怖さを知らせてゆくこと、その運動が東海村の村議会を動かすことになると読んでいます。

東海村に近い日立市久慈浜やひたちなか市長砂そして那珂市向山などの周辺の地域からその討論会を展開して、次々と運動に加わってくれる人々を増やして東海村に拡大してゆく運動を展開してはいかがでしょうか。

わたしがいままでに発表してきた研究から、そのときに人々を説得するためのヒントをつぎに述べてみます。

18. 原発再稼働させないための運動のヒント

1954 年 3 月 1 日、アメリカが太平洋ビキニ環礁で行った水爆実験で、日本のマグロはえ縄漁船・第五福竜丸やその他たくさんの漁船が被ばくしました。被害は水産物にも及び、日本各地の

港では放射性物質に汚染されたマグロが相次いで水揚げされました。

しかし、時代は東西冷戦。ソビエトとの核開発競争に負けれないアメリカは、その後も核実験を繰り返します。放射能で汚染されたマグロは水揚げされ続け、やがて、放射能の雨までが、日本に降り注ぐのです。お魚も食べられない…。野菜も危険だ…。うっかり、水も飲めない…。矢も盾もたまらず立ち上がったのは、母親たちでした。

一人の東京都北多摩郡の 43 歳の母親の新聞への投書がきっかけでした。

-----「仕方がない」と言いながら怒ることも驚くことも忘れている夫の無力なあきらめをわたしは軽べつした。-----

するとすぐに横浜市南区の 28 歳の女性が呼びかけました。

-----男性たちを軽べつしたまま放っておかず、逆に辛抱よく励ましていこうではありませんか。そして気の合った奥さん同士偽らぬ心で率直な意見を交換し合い、婦人大会などにも進んで出かけるようにしたらいかがでしょうか。-----

この「安全に暮らしたい」との声は日本全国に広がり、「核実験反対」の署名を求める声が町中に響き始めました。3000 万もの署名が集まる 1 年4ヶ月前のことでした。

この市民運動は世界各国にも広がり、そして 1955 年 8 月 6 日に広島で開催された第一回原水爆禁止世界大会へと発展してゆきました。

そのとき発表された署名総数は、31,583,123 と日本の成人人口の約半数ともなり、同時に世界各国で 6 億以上の署名が集まったと紹介されました。

このような国際世論の「核実験反対」の声は大国を揺り動かし、1963 年には部分的核実験禁止条約の締結へと結実しました。(2009 年 2 月 18 日に放送された、NHK・その時歴史が動いた「3000 万の署名、大国を揺るがす ～第五福竜丸が伝えた核の恐怖～」より)

いまは正に、60 年前のこの市民運動を教訓として、わたしたち市民が立ち上がり、原発再稼働の流れを止め、原発廃炉を目指した市民運動を展開するときではないでしょうか。

その市民運動が可能となるのは、「自分に直接に降りかかってくる禍でないから真剣には関わらない。」ということを利用してはならないでしょうか。

2011 年 3 月 11 日の福島第一原発の過酷事故は、原発を人類が扱えない代物であることを改めてわたしたちに知らしめました。その他として、原発から常時放出されている放射性物質による内部被ばくが挙げられますが、日本ではあまり社会問題になっていません。

放射線医学関係で著名なスターングラス博士たちの 1990 年代の研究で分かったことは、アメリカで原子力発電所の近くに住んでいる子供たちの乳歯から検出されたストロンチウム 90 は、かつての核実験の時代と同じくらい高くなってきているということでした。

これは、原子力発電所が平常の運転中に、放射性物質を出し続けている確固たる証拠であると断定しています。

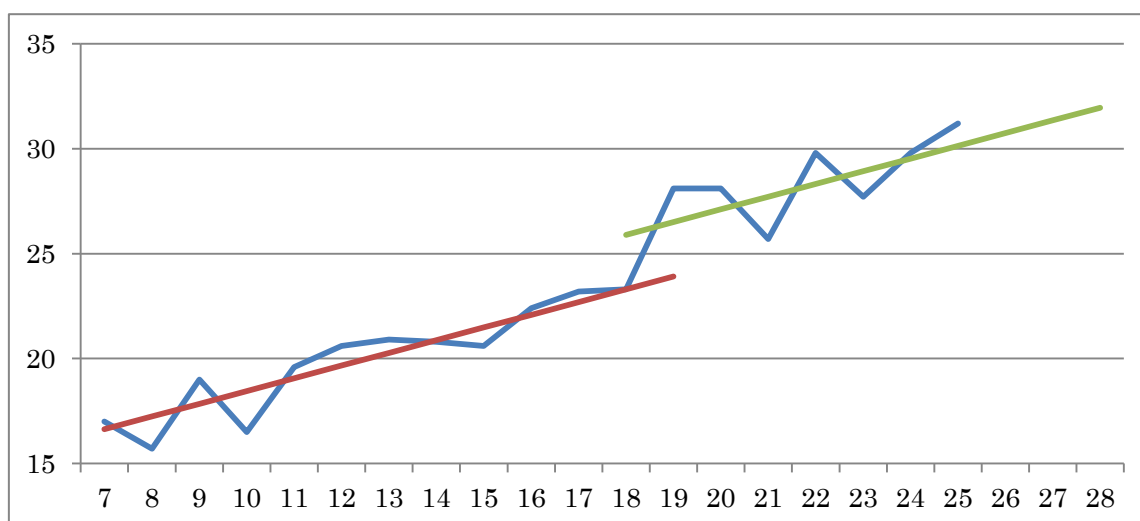
そして、スターングラス博士は原発の運転中の核分裂で作り出された放射性物質は、化学的にフィルタすることは完全には無理だと言っています。中空糸フィルタやイオン交換樹脂など、どんなにテクノロジーが進化しようと、完璧なフィルタなど存在しない。

したがって、原発の平常の運転中に、排気筒と排水溝からは放射性物質が放出されています。運転していなくてもその量は少ないが、やはり放射性物質は放出されています。そして、基準に基づいて決められた、安全許容量となっているはずのこれら放射性物質が、その基準そのものが低線量放射線による内部被ばくの危険性を考慮していないために、実は人類存続にとって致命的な危険因子となっているのです。

このようなことは日本国民には広く知らされていません。いやむしろ知らせていないのです。白血病、すい臓がん、乳児死亡率の増大などが原発の稼働と関係しているのではないかと、アメリカはじめドイツ、イギリスなどの諸外国で社会問題となっています。

2012年1月12日、フランスのルモンド紙は、「原発5キロ圏内で子どもの白血病が倍増」という記事を掲載しました。フランス国立保健医学研究所のフランス放射線防護原子力安全研究所の科学者研究チームは、2002年から2007年までの期間における小児血液疾患についての国家記録をもとに、白血病にかかった15歳以下の子ども2753人と、同様の社会環境で生活する同年代の子どもたち総数3万人を比較する統計学的調査を実施しました。その結果、フランス国内の19箇所の原発からそれぞれ5キロ圏内に住む15歳以下の子どもたちは、白血病の発症率が1.9倍高く、5歳未満では2.2倍高くなっていました。このような結果は、過去にイギリスのセラフィールド原発、スコットランドのドーンレイ原発、ドイツのクルームル原発において実施された調査でも明らかとなっていました。

日ごろ呼吸するときの空気に、放射性物質が混じっていれば、安心して暮らせません。その放射性物質が原因で健康を害して死亡する人々がいるはずなのに、日本では大きな社会問題になっていない。おかしいのではないか。それを調査して捜し出し、みなさんにお知らせしようと考えた。はじめは試行錯誤の連続であったがついにそれを得ることができた。



青森県のすい臓がん死亡率(人口10万人対)の直線近似(横軸平成7年～平成25年)

国立がんセンターなどの統計データを調査して、東北電力の東通原発の営業運転開始前後に

おいての青森県民のすい臓がん死亡率の経年推移から、平成 19 年(2007 年)ころからその死亡率が、それまでの経年推移より上にシフトしていることを確認することができました。さらに年齢調整率を調査することにより、青森県の隣県である、秋田県と岩手県との比較から、その得られた実体は昭和 60 年人口モデルでも起こり得ることが確認できました。

平成 17 年 12 月 8 日の東通原発営業運転開始の約 1 年後の平成 19 年ころからすい臓がんで死亡する青森県民が約 34 人増大しているとの実体が明らかとなりました。

広島・長崎原爆と被爆者の関係は、原発と電力会社職員、労働者及び周辺住民の関係にそのままあてはまる問題であるとの考えがあります。1986 年のチェルノブイリ原発事故や 2011 年の福島第一原発事故ではなくても、原発の平常の運転中に排気筒と排水溝から出される安全許容量の放射性物質が、実は人類存続にとって致命的な危険因子であるとの考えもあります。ところが、わが国ではどこかの原発で放射能が漏れ出た事故があっても、翌日の新聞には、「被害はまったくない」という電力会社の談話が発表されます。普通、放射線の内部被ばくでは、人体に異常が現れるには早くても数ヶ月はかかるといわれています。これらはいずれも、被爆医師として被爆の実相を語りつつ、核兵器廃絶を訴えている、肥田舜太郎先生(98 歳)のことばであります。

個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益は、各人の人格に本質的なものであって、その総体が人格権であるということが出来る。人格権は憲法上の権利であり(13 条、25 条)、また人の生命を基礎とするものであるがゆえに、我が国の法制下においてはこれを超える価値を他に見出すことはできない。(大飯原発 3、4 号機運転差止請求事件判決から抜粋)

原発の排気筒から放出されている放射性物質は、人格権を侵害していると言えます。それは市民の一人一人に直接降りかかっている禍であります。

レイチェル・カーソンが

「現在まき散らされている放射線が今の世代の人々に与える肉体的な被害よりも、今の世代がそれを体内に取り込んで、次世代へ伝えることによって、将来の子孫が被る被害の方がはるかに大きい、ということです。」と言っていることを、

肥田舜太郎先生は「原発の平常の運転中に排気筒と排水溝から出される安全許容量の放射性物質が、実は人類存続にとって致命的な危険因子である。」

と言っていることがわかりました。

そのような放射性物質が危険因子となる学問的な理由は、「酸素が溶け込んだ細胞液の中で、放射線は酸素分子に衝突して、毒性の強い不安定な活性酸素(フリーラジカル)を作りだし、そのフリーラジカルは細胞膜に引き寄せられ、細胞膜を次々に酸化する連鎖反応を起こし、細胞膜を弱らせて破壊してしまいます。」というペトカウ効果によることがわかりました。

体内で、このペトカウ効果を起こす放射線は人工放射性核種から放射されたものであります。生物はその進化の過程で、自然放射性核種の内部被ばくを避けるための機能を獲得しています。一方、人工放射性核種は呼吸するときや食べものの中に混ざって体内に取り込まれ濃縮蓄積され、細胞膜を体内の近距離から、微弱な放射線量でも長期間かけて破壊してまいります。

レイチェル・カーソンは 50 年前から警鐘をならしていました。「まだ生まれていない世代の彼らは

現代の私たちがくだす決断にまったく意見をさしはさめないのですから、私たちに課せられた責任はきわめて重大です。」

19. むすび

東海村に近い日立市久慈浜やひたちなか市長砂そして那珂市向山などの周辺の地域からその「原発再稼働について考える討論会」を開催して、次々と運動に加わってくれる人々を増やして、その討論会を東海村に拡大してゆく運動を展開してはいかがでしょうか。

原発再稼働差止裁判、原発廃炉署名、同意自治体拡大、原発40年超運転反対などといままで運動してきたことでは、東海第二原発再稼働を止めることは不可能なのではないでしょうか。

そして、本研究で提案した市民運動を展開する際には、女性が主役となるようにその運動のやり方を考えることが肝要と思われます。

わたしがいままでにまとめた主な研究

- (1) 小林正典、ムラサキツユクサが教えてくれた内部被ばくの脅威、2015年
- (2) 小林正典、核実験を禁止させた何か、変身ミニ原爆の原発をも禁止に、2015年
- (5) 小林正典、原発排気筒からの放射能による内部被ばくのこわさ、2015年
- (6) 小林正典、ムラサキツユクサが教えた原発排気筒からの放射性物質のこわさ、2015年
- (7) 小林正典、東通原発営業運転開始前後の青森県民の健康影響の実体、2015年
- (8) 小林正典、東通原発営業運転開始前後の青森県民の健康影響の実体—地域版、2015年
- (9) 小林正典、原発再稼働の流れを止め廃炉を目指す市民運動を展開しましょう、2015年
- (10) 小林正典、まだ生まれていない世代の脅威となる原発排気筒からの放射性物質、2015年

(1)～(10)は東海第二原発ストップ日立市民の会 ホームページ内の投稿記事欄参照

(<http://www.net1.jway.ne.jp/arakawa.teru/index.html>)

2015年12月29日（連絡先 masanori.kobayashi.kuutenki@vc.ibaraki.ac.jp）

補遺(わたしの提案が有効と判断できる情報 2015年12月30日)

20. 伊方再稼働、「反対」半数超＝町民にアンケートー市民団体

再稼働に向け準備が進む四国電力伊方原発3号機(愛媛県伊方町)について、市民団体が伊方町の住民を対象にアンケートを実施したところ、回答者の53.2%が再稼働に「反対」と答えたことが9日、分かった。「賛成」は26.6%だった。

「伊方原発50km圏内住民有志の会」が発表した。伊方3号機については伊方町長と町議会、愛媛県知事と県議会が再稼働に同意している。

有志の会によると、アンケート用紙は2月17日～11月26日、伊方町約4800世帯のうち3591戸に配布。回答があった1426戸のうち反対は759戸、賛成は379戸で、残りは無回答だった。反対理由では「事故の時に逃げ場がない」や事故が起きた場合の補償を挙げた人が多く、賛成は「原発で働いている」「地域の経済」が多かった。有志の会の堀内美鈴事務局長は愛媛県庁で記

者会見し、「大勢が再稼働に反対している。再稼働のプロセスを見直してほしい」と述べ、住民説明会の開催などを訴えた。

(http://www.jiji.com/jc/zc?k=201512/2015120900420_2015/12/09-12:54)

21. プロメテウスの罫 1490 立地屋 11

そこには、社内では立地屋と呼ばれていた九電OBの徳田勝章(77)の予想が書かれていました。わたしの提案が有効であることを教えてください。12月30日の朝のこと。みなさんに知らせる前に、さらに入手できたものを含めて、補遺2つを追加することにしました。

-----5キロ圏内には表立った原発反対の動きはない。しかし、徳田は住民投票をすれば「反対」が多いとみる。「『原発はないに越したことはない』、あるいは『必要だが、よそで造ってくれ』というでしょうね」

昨年11月、知事伊藤祐一郎(68)が再稼働に同意する直前、記者は原発5キロ圏、峰山、滄浪、寄田の3地区を歩き、再稼働への賛否を問う住民100人アンケートを試みた。

20歳以上の住民2千人足らず。結果は有権者全体の意見を反映したものではない。回答は「わからない」などを除いて、再稼働に「賛成」17人、「反対」は75人。

この数字に、徳田はうなずいた。「3地区の全住民にいまアンケートをしても、結果はそう変わらないでしょう」(朝日新聞12月30日朝刊、田中啓介)

川内原発の再稼働を止める運動のやり方がまずかったのではないだろうか。そしてわたしは、12.川内原発1、2号機の再稼働の阻止はもともと不可能であった、と上述しましたが、それはこのような情報を知らなかった時の判断。

いまは、わたしの提案のように、住民に自由に意見を言い合ってもらうような討論会を地域隈なく何回も開催していたならば、自ずと再稼働反対の声が大勢となり、そしてそれが薩摩川内市の議会の再稼働同意を認めない結果を産み出したのではないかと考えるようになった。

22. 明日に向かってのわたしの訴え

全国でこれから原発再稼働を目指して突き進もうとする推進勢力に立ち向かって、その再稼働の流れを止めるのは市民の運動にかかっています。もっと市町村民の一人一人に再稼働について考えてもらうために、自由に参加できる討論会を原発立地自治体の周辺各地で開催する市民運動を展開してはいかがでしょうか。そのとき女性が主役になってもらえないでしょうか。

わたしは、原発再稼働に賛成の人も反対の人も、いっしょに自由に話すことができるような

「原発再稼働を考える討論会」

を全国の各地域で頻繁に開催することを、みなさんに訴えます。

「この神、母は、私たち一人一人でもあるのですもの。みんな、みんな同じ、いのちなのです。」その真摯なみなさんの考えや運動はいつもすぐに大いなるなにかに届いていると思っているからです。信じられない現象が生じますように！

(2015年12月30日)